

お知らせ

記者発表資料

令和8年4月10日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

「広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業」を PFI方式により実施します。

～「広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業」を 特定事業として選定～

中国地方整備局は、令和7年11月26日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業に関する実施方針の変更を公表しました。

今般、同法第7条の規定に基づき、広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業を特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により客観的評価の結果を公表します。

※令和6年4月11日に公表した特定事業の選定結果の内容を更新するものです。

◆特定事業の概要

- ・事業名：広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業
- ・事業方式：サービス購入型、BTO（Build-Transfer-Operate）方式
- ・事業内容：広島合同庁舎の防災棟（仮称）に係る施設整備、維持管理・運営
- ・事業概要：別添資料のとおり

◆客観的評価の結果

※客観的評価の詳細は、次の中国地方整備局ホームページよりご覧いただけます。

https://www.cgr.mlit.go.jp/order/pfi/jigyokeiyaku/bousaitou_tokuteijigyoku2.html

★なお、上記選定は、令和7年11月26日の実施方針の変更への質問及び意見等を反映しており、見直した実施方針の変更内容については、上記のホームページよりご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 営繕部 計画課

082-221-9231（代表）

【担当】 営繕部 計画課長 大木 啓義（おおき ひろよし）（内線5151）
課長補佐 竹添 健一（たけぞえ けんいち）（内線5153）

【別添資料】

特定事業「広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業」の概要

(1) 公共施設等の管理者

国土交通大臣 金子 恭之
財務大臣 片山 さつき

(2) 事業期間

事業契約日の締結日から令和 23 年 3 月 31 日まで（約 14 年間）

(3) 施設概要

住 所：広島県広島市中区上八丁堀 6 - 3 0
敷 地 面 積：40,148.67 m²
延 べ 面 積：広島合同庁舎防災棟（仮称）最大 16,906.0 m²

(4) 業務内容

PFI 手法（BT0(Build-Transfer-Operate)方式）による、広島合同庁舎防災棟（仮称）に係る施設整備、維持管理・運営業務

(5) 客観的評価の概要

本事業は、PFI 事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、実施方針公表後の事業者からの意見招請の効果からも、十分に実効性があるものと判断される。

以上により、本事業を PFI 法第 7 条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

(6) 今後のスケジュール（予定）

入札公告 : 令和 8 年 5 月中旬
申請書及び一次審査資料の提出期限 : 令和 8 年 7 月上旬
民間事業者の選定 : 令和 9 年 1 月頃
事業契約の締結 : 令和 9 年 3 月頃